

地域再生制度の概要

主な支援措置メニュー

- ①地方創生推進交付金 (H28創設)
- ②地方創生拠点整備交付金 (H28創設)
- ③地方創生整備推進交付金(道・汚水処理施設・港)
(H17創設、H28改正)
- ④企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)(H28創設)
- ⑤地域再生支援利子補給金 (H20創設)
- ⑥企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)(H27創設、H30改正)
- ⑦地域再生エリアマネジメント負担金
(地域来訪者等利便増進活動計画)(H30創設)
- ⑧商店街活性化促進事業 (H30創設)
- ⑨「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例
(地域再生土地利用計画)(H27創設)(小さな拠点税制)(H28創設、H30改正)
- ⑩生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)
- ⑪地域住宅団地再生事業 (R1創設)
- ⑫既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)
- ⑬民間資金等活用公共施設等整備事業
(民間資金等活用事業推進機構(PF推進機構)の業務特例)(R1創設)
- ⑭補助対象施設の有効活用
(財産処分制限に係る承認手続の特例)(H17創設) 等

○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

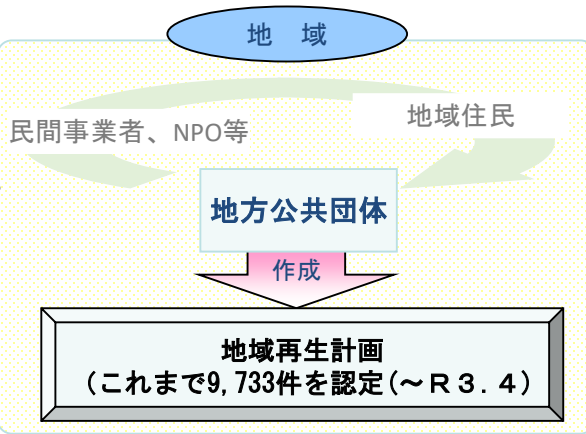
- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針**(閣議決定)への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス

国
〔内閣総理大臣認定
関係行政機関の同意〕

認定

支援



〔計画申請は年3回
申請から3月以内に認定〕



- 平成17年の法制定以降、**8度の法改正**(H19,20,24,26,27,28,30,R1)により、支援措置メニューを充実
- 特に、**平成26年からの地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」(平成26年法律第136号)と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進